

佐久市における新型コロナウイルス特別警報Ⅱ発出に伴う対応について

令和3年1月11日
長野県立武道館施設管理者

令和3年1月11日長野県より、当施設が位置する佐久市に対して新型コロナウイルスの感染警戒レベルが5に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発出されました。

それを受け、長野県の方針に従い当面1月24日(日)までの施設の運営について下記のとおり対応することといたします。

- 感染警戒レベル5の期間 1月11日(月)～1月24日(日) (仮)
- 1月12日(火)以降の運営対応方針
 - 全館利用停止といたします。
 - ① 期間中の新規団体占用予約の停止
 - ② 個人利用の停止
対象:各道場の当日の利用、ラウンドフィットネス、教室レッスン、
ラウンジ・室内ジョギングコース・キッズエリアの利用、施設見学
 - 既に予約されている団体の取扱い
 - ① 各武道団体、スポーツ団体・グループの練習は利用停止
 - ② 大会・行事は利用停止を要請した上で、それでも開催する必要がある場合に限り、コロナウイルス感染防止対策を徹底した上での使用を認めます。

感染警戒レベル5の期間は、今後の感染拡大状況により延長される場合がございますので予めご了承くださいませようおねがいいたします。